(下線部分は改正部分)

第2 事業実施主体及び事業の実施方法

1 森林・山村多面的機能発揮対策交付金(以下「本交付金」という。)の 交付金を受けて本交付金に係る事業を実施しようとする者は、地域協議 会(別紙1に定める要件を満たし、都道府県、市町村、関係団体等によ り構成される協議会をいう。以下同じ。)とし、地域協議会及び活動組織 (別紙2に定める要件を満たし、地域住民等の合意により設置する<u>組織</u> をいう。以下同じ。)の本対策に関する活動内容に応じ、別紙3に基づき、 本交付金を交付するものとする。

(別紙3)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金(本交付金)に係る事業の実施方法

第4 交付金の使途

(1) (略)

(2)活動組織

本交付金のうち活動組織への交付対象となる経費は次に定めるとおりとする。

ア (略)

イ 交付単価

なお、地方公共団体が、本交付金と連携して一体的に地方単独

第2 事業実施主体及び事業の実施方法

1 森林・山村多面的機能発揮対策交付金(以下「本交付金」という。)の 交付金を受けて本交付金に係る事業を実施しようとする者は、地域協議 会(別紙1に定める要件を満たし、都道府県、市町村、関係団体等により 構成される協議会をいう。以下同じ。)とし、地域協議会及び活動組織(別 紙2に定める要件を満たし、地域住民等の合意により設置する 民間協働 組織をいう。以下同じ。)の本対策に関する活動内容に応じ、別紙3に基 づき、本交付金を交付するものとする。

(別紙3)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金(本交付金)に係る事業の実施方法

第4 交付金の使途

(1) (略)

(2)活動組織

本交付金のうち活動組織への交付対象となる経費は次に定めるとおりとする。

ア (略)

イ 交付単価

なお、地方公共団体が、本交付金と連携して一体的に地方単独

事業として独自に交付する場合、本交付金の同額を上限として、 所要の地方財政措置が講じられている(このことは、地方公共団 体で国の交付金の額を超える補助を行うことを妨げるものではな い。)。

種 類	(1)国の交付単	(参考) (略)
	価又は交付率	
①~⑤ (略)	(略)	(略)
	1 回当たり	(略)
⑥教育・研修活	38,000 円(<u>6 回</u>	
動タイプ	228,000円を上	
	限とする。)	
⑦ (略)	(略)	(略)

注1)~注3) (略)

ウ (略)

エ 交付金の使途

区分	使 途
イの種類欄に掲げ	(略)
る①~⑥	
	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チ
	ッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資
イの種類欄に掲げ	材、林内作業車、薪割り機 、薪ストーブ、炭焼き小
る⑦	屋、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、
	資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS
	機器、設置費等 (汎用性のある物品等は対象外)

事業として独自に交付する場合、本交付金の同額を上限として、 所要の地方財政措置が講じられている(このことは、地方公共団 体で国の交付金の額を超える補助を行うことを妨げるものではな い。)。

種 類	(1)国の交付単	(参考) (略)
	価又は交付率	
①~⑤ (略)	(略)	(略)
	1 回当たり	(略)
⑥教育・研修活	38, 000 円 (<u>12 回</u>	
動タイプ	456,000円を上	
	限とする。)	
⑦ (略)	(略)	(略)

注1)~注3) (略)

ウ (略)

エ 交付金の使途

区 分	使 途
イの種類欄に掲げ	(略)
る①~ ⑥	
	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チ
	ッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資
イの種類欄に掲げ	材、 <u>薪割機</u> 、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや(休
る ⑦	憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動
	式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等
	(汎用性のある物品等は対象外)

第5 採択手続等

地域協議会が本交付金を交付する活動組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

 $1 \sim 3$ (略)

4 採択申請

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 地域協議会長は(1) により提出された書類を審査の上、次に掲げる事項の全てを満たしている場合について採択するものとする。 ア〜エ(略)

オ 活動計画書に活動の目標と活動結果の <u>モニタリング調査</u> 方法が記載されていること。

 $(5) \sim (7)$ (略)

(8) 地域協議会長は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知) 第2に定める「地域別農業振興計画」に位置付けられた活動のうち 農地等の維持保全にも資すると認められるものについては、優先的 に採択することができる。

(9) (略)

6 採択内容の変更

活動組織の代表者は、4の (3) により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、様式第16号により、地域協議会

第5 採択手続等

地域協議会が本交付金を交付する活動組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

 $1 \sim 3$ (略)

4 採択申請

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 地域協議会長は(1) により提出された書類を審査の上、次に掲げる事項の全てを満たしている場合について採択するものとする。 ア〜エ(略)

オ 活動計画書に活動の目標と活動結果の <u>モニタリング</u>方法が記載されていること。

 $(5) \sim (7)$ (略)

(新設)

(8) (略)

6 採択内容の変更

活動組織の代表者は、4の (2) により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、様式第16号により、地域協議会

長の承認を受けるものとし、その他の事項の変更については、地域協議会長へ届出を行うものとする。届出を行う場合は、変更のあった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時いずれか早い期日に、様式第16号により提出するものとする。変更承認申請及び届出を行う場合は、様式第16号と併せて、変更があった活動計画書、協定又は規約等を提出すること。

- $(1) \sim (5)$ (略)
- (6) 4の (3) により通知された交付金総額の30%を超える減額。7(略)
- 8 実施状況の報告

活動組織は、毎年度、活動計画書の記載事項の実施状況について、様式 第20号の実施状況報告書に様式第17号及び第18号により作成した活動記録及び金銭出納簿又はその写しを添えて、地域協議会に報告するものとする。

9 (略)

(様式第1号)

○○地域協議会規約(例)

平成〇年〇月〇日制定

第33条 第4条 の事業が終了した場合並びに地域協議会が解散した場合に おいて、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額 にあっては林野庁長官に返還するものとする。 長の承認を受けるものとし、その他の事項の変更については、地域協議会長へ届出を行うものとする。届出を行う場合は、変更のあった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時いずれか早い期日に、様式第16号により提出するものとする。変更承認申請及び届出を行う場合は、様式第16号と併せて、変更があった活動計画書、協定又は規約等を提出すること。

- $(1) \sim (5)$ (略)
- (6) 4の (2) により通知された交付金総額の30%を超える減額。7(略)
- 8 実施状況の報告

活動組織は、毎年度、活動計画書の記載事項の実施状況について、様式 第18号の実施状況報告書に様式第17号及び第18号により作成した活動記録及び金銭出納簿又はその写しを添えて、地域協議会に報告するものとする。

9 (略)

(様式第1号)

○○地域協議会規約(例)

平成〇年〇月〇日制定

第33条 第4条第1項第一号及び第二号 の事業が終了した場合並びに地域 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があ るときは、国費相当額にあっては林野庁長官に返還するものとする。 2 (略)

(様式第4号)

○○地域協議会文書取扱規程(例)

平成○年○月○日制定

第5条 (略)

- 2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項 の事務責任者及び当該事務に係る○○地域協議会会計処理規程(以下 「会計処理規程」という。)<u>第8条</u>の経理責任者を兼務することができ る。
- 第12条 起案文書の決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分の第5条第1項の文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の会計処理規程 第8条 の経理責任者、事務処理規程 第3条第1項 に掲げるすべての事務責任者、事務局長、副会長、会長(以下「決裁権者」と総称する。)の順序とする。

第17条 (略)

- 2 文書番号は、事務処理規程 <u>第3条第1項</u>に掲げる事務の区分ごとに 小区分を設ける。
- 3 (略)

2 (略)

(様式第4号)

○○地域協議会文書取扱規程(例)

平成〇年〇月〇日制定

第5条 (略)

- 2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の 事務責任者及び当該事務に係る○○地域協議会会計処理規程(以下「会計 処理規程」という。) 第8条第1項 の経理責任者を兼務することができ る。
- 第12条 起案文書の決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分の 第5条第1項の文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の会計処理規程 程 第8条第1項 の経理責任者、事務処理規程 第3条第1項各号 に掲げる すべての事務責任者、事務局長、副会長、会長(以下「決裁権者」と総称す る。)の順序とする。

第17条 (略)

- 2 文書番号は、事務処理規程 第3条第1項各号 に掲げる事務の区分ご とに小区分を設ける。
- 3 (略)

(様式第 12 号)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

- $1. \sim 6.$ (略)
- 7. 年度別スケジュール

取組概要	○○年度	○○年度	○○年度
1. (略)			
2. (略)		 	
A-1 $\sim 2-1$. (略)	(略)	(略)	(略)
2-2. 活動を始める 時点にたった。 時にわれいとる りされっられる を整備 を を を で た り さ れい と る を が れっ た れっ た れっ た れっ た れっ た る れっ た る れっ ら れっ ら れっ ら る る る る る る る る る る る る る る る る る る	ha	ha	ha
3. (略)			·

- ※1・2 (略)
- ※3 2-2については、2年目以降はその前年度までの活動により該当する <u>単山林</u>の整備を実施している場合はその<u>単山林</u>の面積を除外し、その年 度に新たに該当する<u>単山林</u>の整備を実施する面積を記載する。
- 8. 活動の目標と活動結果を測定するための モニタリング調 査方法(地域

(様式第 12 号)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

- $1. \sim 6.$ (略)
- 7. 年度別スケジュール

取組概要	○○年度	○○年度 ○○年度	
1. (略)			
2. (略)			
A-1~2−1 (略)	(略)	(略)	(略)
2-2. 活動を始める 時点かれれいと たいとる をかえれいとる をがえれいる をがえたなかれる をがえた。 をがまれった。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまれる。 をがまる。 をがる。 をがまる。 をがまる。 をがる。 をがる。 をがまる。 をがまる。 をがまる。 をがまる。 をがまる。 をがまる。 をがまる。 をがる。 をがまる。 をがまる。 をが。 をがる。 をがる。 をがる。 をがる。 をがる。 をがる。 をがる。 をがる。 をがる。 をがる。 をがる。 をがる。 をがをがる。 をがる。 をがる。 をがしる。 をがをがし。 をがをがし。 をがし。 をがし。	ha	ha	ha
3. (略)	·	·	·

- ※1・2 (略)
- $\frac{2}{2}$ 2 -2 については、 $\frac{2}{2}$ 年目以降はその前年度までの活動により該当する 森林 の整備を実施している場合はその 森林 の面積を除外し、その年度に新たに該当する 森林 の整備を実施する面積を記載する。
- 8. 活動の目標と活動結果を測定するための モニタリング 方法(地域環境

環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載)

タイプ名	目標	<u>モニタリング調査</u> 方法

(注) 目標の設定及び <u>モニタリング調査</u> 方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

 $9. \sim 13.$ (略)

(様式第 14 号)

番号年月

○○市町村長

氏 名 殿

○○地域協議会会長

氏 名 即

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策の活動の有効性等に関する意見等について

保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載)

タイプ名	目標	<u>モニタリング</u> 方法

(注)目標の設定及び<u>モニタリング</u>方法の記載については、別に定める ガイドラインを参考とすること。

 $9. \sim 13.$ (略)

(様式第 14 号)

番 号 年 月 日

○○市町村長

氏 名 殿

○○地域協議会会長

氏 名

印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策の活動の有効性等に関する意見等について

(略)	(略)	
(別紙)	(別紙)	
1・2 (略)	1・2 (略)	
3 ○○ (市町村) の意見 (該当する項目の□に✔をお願いします)	3 ○○ (市町村) の意見 (該当する項目の□に √ をお願いします) □ 大いに有効である □ 有効である □ 有効性は認められない その他の意見等がありましたら、ご自由に記載ください	
(協議会が確認する必要がある場合に記載) 4 (略)	(協議会が確認する必要がある場合に記載) 4 (略)	
記入担当者 〇〇(市町村)〇〇課 氏名 TEL 〇〇〇	記入担当者 〇〇(市町村)〇〇課 氏 名 TEL 〇〇〇	

(様式第 15 号)

番 号 年 月 日 (様式第 15 号)

○○地域活動組織代表

氏 名 殿

年月日

○○地域活動組織代表

氏 名 殿

○○地域協議会会長

氏 名 印

○○地域協議会会長

氏 名

£П

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択通知書

平成〇年〇月〇日付け第〇号で提出のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請について、交付金を交付することが適当と認められたので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知)別紙3の第5の4(3)に基づき、下記のとおり通知する。

また、採択に当たっては別紙の条件を遵守すること。

記

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択通知書

平成〇年〇月〇日付け第〇号で提出のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請について、交付金を交付することが適当と認められたので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知)別紙3の第5の4 (2) に基づき、下記のとおり通知する。

また、採択に当たっては別紙の条件を遵守すること。

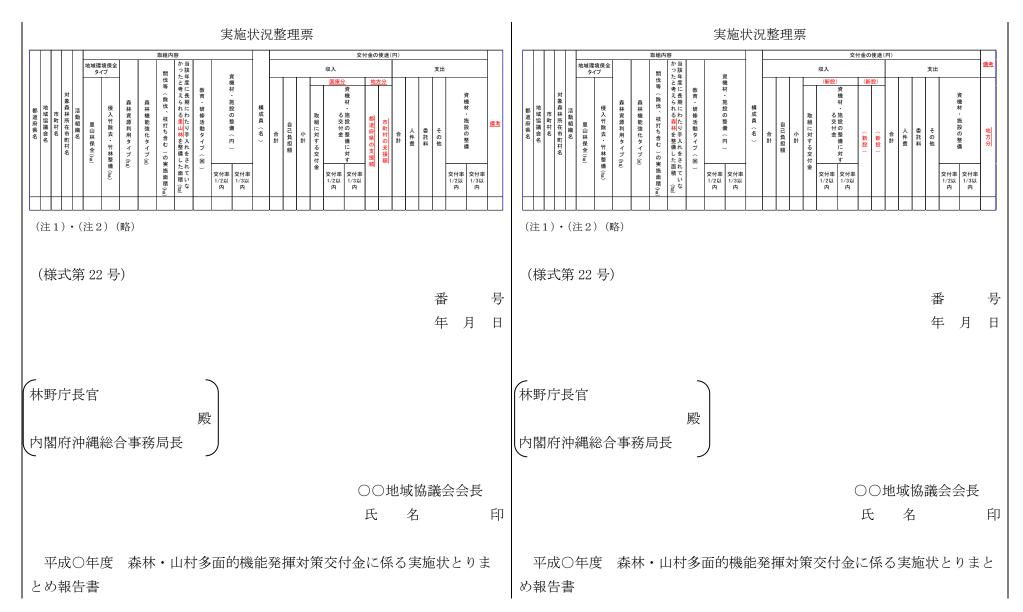
記

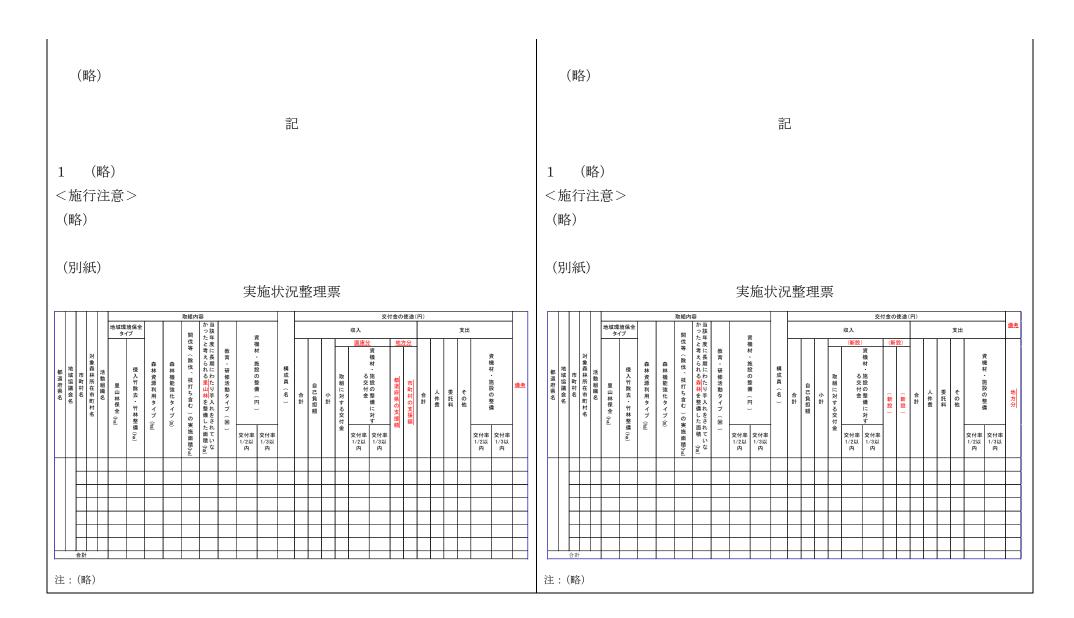
 $1. \sim 4.$ (略)

 $1. \sim 4.$ (略)

(様式第 19 号)	(様式第 19 号)
平成○年度 モニタリング結果報告書	平成○年度 モニタリング結果報告書
1~4 (略) 5 活動3年目の標準地の状況(平成○年度) 写真 標準地の状況を 記載 目標達成度 (削る。)	1~4 (略) 5 活動3年目の標準地の状況(平成○年度) 写真 標準地の状況を 記載 目標達成度 次年度に向けた
(削る。)	改善策 6 活動4年目の標準地の状況(平成○年度) 写真 標準地の状況を 記載 目標達成度 次年度に向けた 改善策
(削る。)	7 活動 5 年目の標準地の状況(平成○年度) 写真 標準地の状況を 記載 目標達成度
(注) (略)	(注) (略)
1	0

(様式第 20 号)				(様式第 20 号)		
	番年		号日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		号 日
	·					
〇〇地域協議会会長 氏 名 殿				○○地域協議会会長 氏 名 殿		
○○地域沿	舌動組織	代表	1	○○地域活動組	1織什	法
氏(名	名		印	氏 名		印
平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実	施状况等	報告書	書	平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況	兄報台	古書
(略)				(略)		
記				記		
1~5 (略)				1~5 (略)		
(※ (略))				(※(略))		
(別紙)				(別紙)		





附則

- この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。